

参考資料(1)

保険診療による禁煙治療について

2006年4月1日より、一定の施設基準を満たし、禁煙治療施設として届出された全国5,207カ所の保険医療機関（2008年2月現在）において、ニコチン依存症の患者さんへの禁煙治療に対する保険診療が開始されました。保険適用による禁煙治療の対象者は、以下の全ての条件を満たすことが必要です。

【治療対象者の条件】

次のすべてに該当し、医師がニコチン依存症の管理が必要であると認めた患者さん

- ① 直ちに禁煙しようと考えていること
- ② ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト（Tobacco Dependence Screener: TDS）が5点以上のニコチン依存症と診断された者であること（参考資料（2）参照）
- ③ ブリンクマン指数（＝1日の喫煙本数×喫煙年数）が200以上であること
- ④ 「禁煙治療のための標準手順書」（日本循環器学会、日本肺癌学会及び日本癌学会の承認を得たものに限る）に則った禁煙治療について説明を受け、治療を受けることを文書により同意していること

標準的な禁煙治療プログラムは、12週間にわたり計5回行います。まず、初診時に医師と相談して禁煙開始日を決定します。その後は、初診から2週間後、4週間後、8週間後、12週間後の計4回に渡って、禁煙継続のための治療を行います。通院回数は、初診を含めて計5回、期間は3ヵ月です。ただし、チャンピックスは新医薬品であり、薬価収載から1年間（2009年4月末日まで）は1回に14日分までしか処方できないため、6週間後および10週間後にも通院し、薬剤の処方を受けますので、計7回通院することになります。

なお、ニコチン依存症管理料は、初回算定日より1年を超えた日からでなければ、再度算定できません。（例えば、2008年6月1日から治療を開始し、8月31日で治療が終了し、その後再喫煙を始めた場合は、2009年6月1日から再度禁煙治療を保険診療として受けられます。）

【チャンピックスによる標準的な禁煙治療プログラム】

- ・初回 治療法の説明の他、ニコチン依存度、喫煙の状況などがチェックされます。また、呼気中（吐き出す息）の一酸化炭素濃度の測定、禁煙開始日の決定と「禁煙誓約書」へのサイン、次回診察日の決定を行い、治療のためのチャンピックスの処方を受けます。

- ・ 2回目 喫煙状況の問診を受けます。呼気中の一酸化炭素の測定を行い、チャンピックスの追加処方を受けます。
- ・ 3回目 呼気中の一酸化炭素の測定とともに、離脱症状の確認や対処法などのカウンセリングや治療、チャンピックスの追加処方を受けます。
- ・ 4回目 薬価収載から1年間（2009年4月末日まで）は1回に14日分までしか処方できないため、チャンピックスの処方を受けるための来院をします。
- ・ 5回目 呼気中の一酸化炭素の測定とともに、離脱症状の確認や対処法などのカウンセリングや治療、チャンピックスの追加処方を受けます。
- ・ 6回目 薬価収載から1年間（2009年4月末日まで）は1回に14日分までしか処方できないため、チャンピックスの処方を受けるための来院をします。
- ・ 7回目 12週目の再診が最終回です。禁煙に成功していれば、そのまま継続するためのコツを理解します。

参考資料(2)

ニコチン依存症を診断する TDS (Tobacco Dependence Screener)

	設問内容	はい 1点	いいえ 0点
1	自分が吸うつもりよりも、ずっと多くタバコを吸ってしまうことがありましたか。		
2	禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがありましたか。		
3	禁煙したり本数を減らそうとしたときに、タバコがほしくてほしくてたまらなくなることはありませんでしたか。		
4	禁煙したり本数を減らしたときに、次のどれかがありましたか。(イライラ、神経質、落ちつかない、集中しにくい、ゆううつ、頭痛、眠気、胃のむかつき、脈が遅い、手のふるえ、食欲または体重増加)		
5	問 4 でうかがった症状を消すために、またタバコを吸い始めることがありましたか。		
6	重い病気にかかったときに、タバコはよくないとわかっているのに吸うことがありましたか。		
7	タバコのために自分に健康問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか。		
8	タバコのために自分に精神的問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか。		
9	自分はタバコに依存していると感じることがありましたか。		
10	タバコが吸えないような仕事やつきあいを避けることが何度かありましたか。		

TDS は、WHO の「国際疾病分類第 10 版」(ICD-10) やアメリカ精神医学会の「精神疾患の分類と診断の手引き」の改訂第 3 版および第 4 版 (DSM-III-R, DSM-IV) に準拠して、精神医学的な見地からニコチン依存症を診断することを目的に開発されたものです。上記 10 項目のうち、合計点が 5 点以上の喫煙者はニコチン依存症と診断されます。